



新潟県公報

平成29年
3月17日(金)
第2868号

目次

告示

○予定保安林	219
○知事指定薬物の指定の失効	221
○平成29年度及び平成30年度における建設工事に係る競争入札参加資格	221
○平成29年度及び平成30年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格	224
○道路の区域の変更	225
○都市計画事業計画の変更認可	225

公告

○県営土地改良事業の工事完了	226
○平成29年度及び平成30年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等	226
○平成29年度及び平成30年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等	228
○基本測量の終了	230
○公共測量の終了	230
○開発行為の工事完了	231

選挙管理委員会

○政治資金規正法に基づく政治資金収支報告書の要旨の訂正の公表	231
○同	232
○同	233
○同	234
○同	235
○政治資金規正法第17条第2項の適用を受けた政治団体の公表の訂正	236
○公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の取消し	236

人事委員会

○職員の任用に関する規則の一部改正	236
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正	236

監査委員

○監査結果の公表	237
○財政的援助団体等の監査結果の公表	240

公安委員会

○新潟県道路交通法施行細則の一部改正	244
--------------------	-----

調達等公告

○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）	244
-------------------------	-----

告示

新潟県告示第119号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年3月17日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市中栗野字堀小畑409、字長久保1436、字障子岩1442、字高岩1452、字矢戸谷1459、字和奈場1608、1611、字ゲンバヅクリ1612、字竹久保1615、字梨子ヶ沢1617、1618、1619-1、字矢ヶ沢西平1620、1621、字矢ヶ沢1623

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

宇都宮市宮山田町字神ノ前552

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字神ノ前552(次の図に示す部分に限る。) 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

III

1 保安林予定森林の所在場所

宇都宮市大網町字権現山788、797

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字権現山788、797(以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

IV

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那珂川町矢又字左入沢3130-1、3132-1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第120号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月17日

栃木県知事 福田 富一

1 指定の失効した知事指定薬物の名称

(1) 2-（2-フルオロフェニル）-3-メチルモルフォリン（通称名2-FPM）及びその塩類

(2) N-（1-アダマンチル）-1-〔（テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル）メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名Adamantyl-THPINACA、ATHPINACA isomer 1）及びその塩類

(3) N-（2-アダマンチル）-1-〔（テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル）メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名Adamantyl-THPINACA 2-adamantyl isomer、ATHPINACA isomer 2）及びその塩類

2 指定の失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第6号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 指定の失効の日

平成29年3月6日

(薬務課)

栃木県告示第121号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により平成29年度及び平成30年度に県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）を定めたので、自治令第167条の5第2項（自治令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条の規定により次のとおり公示する。

平成29年3月17日

栃木県知事 福田 富一

1 県が発注する建設工事

県が発注する建設工事は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事とする。

2 競争入札参加資格

一般競争入札参加資格及び指名競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項及び5の技術評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとし、このうち別表に掲げる建設工事の種類については、請負対象額と対応させた等級に格付を行うこととする。ただし、特例政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札参加資格については、一般競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとする。

3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(8)までのいずれかに掲げる者であること。

(1) 自治令第167条の4第1項に該当する者

(2) 自治令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者

(3) 県税（地方消費税を含む。）に未納がある者

(4) 県外に主たる営業所を有する者で、法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者

(5) 次のアからウまでに定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がないものを除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(6) 法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。）第1の第1号の2に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）が平成29年度における競争入札参加資格の審査の申請の日の1年7月前の日の属する事業年度の直後の事業年度終了の日以降にある経営事項審査（告示に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。以下同じ。）を受けていない者又は経営事項審査を受けている者で法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

(7) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者

ア 平成29年度及び平成30年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中重要な事項について虚偽の入力をし、又は重要な事実について入力をしなかった者

イ アの申請に際し送信する工事経歴書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をし、又は重要な事実について記録をしなかった者

ウ アの申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(8) 法第3条の規定による許可を受けていない者

4 経営事項審査評価事項

審査基準日における経営事項審査の項目

5 技術評価事項

(1) 平成28年10月1日の前日までの3年間において県が発注し、完成した建設工事の工事種別ごとの工事成績

(2) 栃木県優良建設工事表彰要綱（平成15年3月26日付け監第287号土木部長通知）に基づく平成26年度から平成28年度までにおける優良建設工事表彰受賞歴

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同法第69条に規定する精神障害者の雇用に関する状況

(4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主

行動計画を策定した旨の届出の有無及び同法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定の有無

- (5) 関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく災害時の基礎的事業継続力認定の有無

6 その他

- (1) 平成29年度及び平成30年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成28年栃木県告示第560号）に基づく競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。
- (2) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

別表

1 土木一式工事

等級	請負対象額
S A	5,000万円以上
A	3,000万円以上 1億円未満
B	1,000万円以上 3,000万円未満
C	1,000万円未満

2 建築一式工事

等級	請負対象額
S A	5,000万円以上
A	3,000万円以上 2億円未満
B	1,000万円以上 3,000万円未満
C	1,000万円未満

3 電気工事及び管工事

等級	請負対象額
A	2,000万円以上
B	500万円以上 2,000万円未満
C	500万円未満

4 ほ装工事

等級	請負対象額
A	1,500万円以上
B	500万円以上 1,500万円未満
C	500万円未満

5 造園工事

等級	請負対象額
A	1,000万円以上
B	1,000万円未満

6 とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事

等 級	請 負 対 象 額
A	500万円以上
B	500万円未満

栃木県告示第122号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により平成29年度及び平成30年度に県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を定めたので、政令第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により次のとおり公示する。

平成29年3月17日

栃木県知事 福田 富 一

1 県が発注する測量・建設コンサルタント等業務

県が発注する測量・建設コンサルタント等業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 測量業務

一般測量、地図の調製、航空測量

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

意匠、構造、電気、機械

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川砂防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画及び施工設備、建設機械、地質、造園その他の土木関係建設コンサルタント業務

(4) 地質調査業務

(5) 補償関係コンサルタント業務

土地評価、物件・権利調査、事業関連調査、登記手続等

(6) その他の業務

河川敷等の草刈り業務、側溝清掃業務その他(1)から(5)までに含まれない業務

2 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、これを認めることとする。

3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(7)までのいずれかに掲げる者であること。

(1) 政令第167条の4第1項に該当する者

(2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者

(3) 県税（地方消費税を含む。）に未納がある者

(4) 県外に主たる営業所を有する者で、法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者

(5) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者

ア 平成29年度及び平成30年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中重要な事項について虚偽の入力をし、又は重要な事実について入力をしなかった者

イ アの申請に際し送信する測量等実績調書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をし、又は重要な事実について記録をしなかった者

ウ アの申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(6) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者

(7) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

4 その他

平成29年度及び平成30年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（平成28年栃木県告示第561号）に基づく競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。

(監理課)

栃木県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年3月17日から同年4月17日まで一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 294号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前	那須烏山市野上字舟戸上1196-3 から 那須烏山市中央2丁目字泉1653-7 まで	8.9 ~ 15.2	2299.4	
	後	那須烏山市野上字舟戸上1196-3 から 那須烏山市中央2丁目字泉1653-7 まで	10.9 ~ 36.5	1626.1	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 烏山停車場線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
102	前	那須烏山市南2丁目字金井町1029-1 から 那須烏山市南2丁目字金井町24-1 まで	14.6 ~ 14.7	184.7	
	後	那須烏山市南2丁目字金井町1029-1 から 那須烏山市中央2丁目字泉1653-7 まで	8.9 ~ 15.2	1277.0	

(道路保全課)

栃木県告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和46年栃木県告示第1003号足利佐野都市計画下水道事業佐野市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年 3月17日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
佐野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
足利佐野都市計画下水道事業佐野市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和46年11月 5日～平成35年 3月31日
- 4 事業地

(1) 収用の部分

昭和46年栃木県告示第1003号、昭和53年栃木県告示第327号、昭和53年栃木県告示第1032号、昭和60年栃木県告示第220号、昭和62年栃木県告示第371号、平成元年栃木県告示第461号、平成 6年栃木県告示第126号、平成 8年栃木県告示第220号、平成10年栃木県告示第196号、平成12年栃木県告示第563号、平成15年栃木県告示第139号、平成17年栃木県告示第278号、平成20年栃木県告示第 8号、平成23年栃木県告示第131号、平成26年栃木県告示第303号、平成27年栃木県告示第166号の事業地に、黒袴町字関川、字上ノ谷、字金子、字宮ノ前、字谷津、字宮ノ下、字前、字北田、字下ノ谷、字本郷を加え、黒袴町字東山、字久保、字橋ノ上及び字本郷前において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

(都市整備課)

公 告

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成29年 3月17日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	完 了 年 月 日
県営小白井用水地区土地改良（農業用排水施設）事業	平成28年12月 8日

(農地整備課)

○平成29年度及び平成30年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等

平成29年度及び平成30年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成29年栃木県告示第121号。以下「告示」という。）1の県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則（平成 7年栃木県規則第12号）第150条第2項（同規則第159条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり公告する。

平成29年 3月17日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 受付期間
平成29年 4月 1日から随時受付を行う。
- 2 申請方法
 - (1) 電子申請

一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機

(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行う申請(以下「電子申請」という。)によること。

(2) 提出書類及び提出先

申請者は、電子申請の完了後に表示される当該電子申請において入力した情報を示す画面を印刷したものに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当(〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 ☎028-623-2390)に郵送により提出すること。ただし、アに掲げる書類のうち、国税電子申告・納税システムからダウンロードした電子納税証明書を電子申請の際に送信したものについては、郵送により提出することを要せず、また、ウに掲げる書類で健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること(告示3の(5)の届出の義務を履行していることをいう。以下同じ。)又はそれらに加入する義務がないこと(告示3の(5)の届出の義務がないことをいう。以下同じ。)を確認できる場合については、イに掲げる書類を提出することを要しない。

なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県建設工事競争入札参加資格申請提出書類在中」と明記すること。

ア 申請者が主たる営業所を県内に有する者であるときは、県税事務所で発行する全税目の納税証明書(県提出用)(以下「県税納税証明書」という。)並びに税務署で発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書(その3の2)又は(その3の3)

また、申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書(その3の3)及び県税納税証明書、個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書(その3の2)及び県税納税証明書(県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。)

イ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること又はそれらに加入する義務がないことを確認できる書類の写し

ウ 告示3の(6)の審査基準日が平成29年度における競争入札参加資格の審査の申請の日の1年7月前の日の属する事業年度の直後の事業年度終了の日以降にある建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知の写し

エ 申請者が労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)第8条第2号に掲げる労働災害防止協会のうち建設業に係るものの会員である者であるときは、当該会員であることを証する書類

オ 申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項に規定する事業主であって、同日現在において障害者(告示5の(3)の身体障害者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。)を1人以上、かつ、同条第1項に規定する法定雇用障害者数以上雇用しているときは、管轄公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(昭和51年労働省告示第112号)様式第6号から様式第6号の4までのいずれか)の控えの写し

また、申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する事業主以外の者であって、障害者を1人以上雇用しているときは、障害者の雇用を証する書類

カ 申請者が次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届(次世代育成支援対策推進法施行規則(平成15年厚生労働省令第122号)様式第1号)の控えの写し

また、申請者が次世代育成支援対策推進法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき(同法第15条の規定による認定の取消しがあったときを除く。)は、基準適合一般事業主認定通知書の写し

キ 申請者が申請の日において関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく認定を関東地方整備局長から受けているときは、認定証の写し

ク 申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、入札、契約締結等の権限を年間を通して委任する

者を置くときには、建設業許可申請書の営業所一覧表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第1号別紙2又は別紙2）又は変更届出書第2面（同規則様式第22号の2第2面）の写し

(3) 電子申請に用いる言語等

電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、J I S第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

(4) 特定調達契約

告示2ただし書に規定する一般競争入札参加資格のみの審査を申請しようとする者は、その旨を記載した書類を併せて提出すること。

3 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

4 競争入札参加資格の有効期間

(1) (2)以外の者

ア 平成29年4月1日から同年30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成29年6月1日から平成31年3月31日まで

イ 平成29年5月1日から同年6月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成29年8月1日から平成31年3月31日まで

ウ 平成29年7月1日から同年9月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成29年11月1日から平成31年3月31日まで

エ 平成29年10月1日から同年12月31日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成29年2月1日から平成31年3月31日まで

オ 平成30年1月1日から同年3月31日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成30年5月1日から平成31年3月31日まで

(2) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格のみの審査の申請をし、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた者 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた日の翌日から平成31年3月31日まで

5 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の審査の受付期間等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

(2) 問合せ先

栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 ☎028-623-2390）

○平成29年度及び平成30年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等

平成29年度及び平成30年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（平成29年栃木県告示第122号）1の県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第150条第2項（同規則第159条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月17日

栃木県知事 福田 富一

1 受付期間

平成29年4月1日から随時受付を行う。

2 申請方法

(1) 電子申請

競争入札参加資格の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを

電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行う申請(以下「電子申請」という。)によること。

(2) 提出書類及び提出先

申請者は、電子申請の完了後に表示される当該電子申請において入力した情報を示す画面を印刷したものに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当(〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 ☎028-623-2390)に郵送により提出すること。ただし、アに掲げる書類のうち、国税電子申告・納税システムからダウンロードした電子納税証明書を電子申請の際に送信したものについては、郵送により提出することを要しない。

なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格申請提出書類在中」と明記すること。

ア 申請者が主たる営業所を県内に有する者であるときは、県税事務所で発行する全税目の納税証明書(県提出用)(以下「県税納税証明書」という。)並びに税務署で発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書(その3の2)又は(その3の3)

また、申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書(その3の3)及び県税納税証明書、個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書(その3の2)及び県税納税証明書(県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。)

イ 申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項に規定する事業主であって、同日現在において障害者(同法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同法第69条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)を1人以上、かつ、同法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上雇用しているときは、管轄公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(昭和51年労働省告示第112号)様式第6号から様式第6号の4までのいずれか)の控えの写し

また、申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する事業主以外の者であって、障害者を1人以上雇用しているときは、障害者の雇用を証する書類

ウ 申請者が次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届(次世代育成支援対策推進法施行規則(平成15年厚生労働省令第122号)様式第1号)の控えの写し

また、申請者が次世代育成支援対策推進法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき(同法第15条の規定による認定の取消しがあったときを除く。)は、基準適合一般事業主認定通知書の写し

エ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書又はその写し

オ 申請者が品質マネジメントシステムに関する国際標準化機構(ISO9001)の認証を取得しているときは、当該認証を証する登録証及び付属書の写し

カ 申請者が環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構(ISO14001)の認証を取得しているときは、当該認証を証する登録証及び付属書の写し

キ 申請者が法人であるときは、商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書

ク 申請者が法人であるときは、申請をする日の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人であるときは同日の直前1年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

[注] 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であるときは、アからカまでに掲げる書類、キ及びクに掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出すること。

(3) 電子申請に用いる言語等

ア 電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、J I S第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

イ 電子申請に際し入力される金額、電子申請に際し送信する測量等実績調書等に記録される金額及び提出書類に記載される金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を入力し、記録し、又は記載すること。

3 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

4 競争入札参加資格の有効期間

(1) (2)以外の者

ア 平成29年4月1日から同月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成29年6月1日から平成31年3月31日まで

イ 平成29年5月1日から同年6月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成29年8月1日から平成31年3月31日まで

ウ 平成29年7月1日から同年9月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成29年11月1日から平成31年3月31日まで

エ 平成29年10月1日から同年12月31日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成29年2月1日から平成31年3月31日まで

オ 平成30年1月1日から同年3月31日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成30年5月1日から平成31年3月31日まで

(2) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格のみの審査の申請をし、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた者 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた日の翌日から平成31年3月31日まで

5 問合せ先

栃木県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 ☎028-623-2390）

○基本測量の終了

平成28年9月20日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年3月17日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

基本測量（空中写真撮影、オルソ作成）

2 作業地域

那須郡那珂川町、大田原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡茂木町

3 作業期間

平成28年10月28日から平成29年3月3日まで

○公共測量の終了

平成28年12月6日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿沼市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年3月17日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量（数値撮影）

2 作業地域

鹿沼市

3 作業期間

平成28年12月1日から平成29年4月30日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年3月17日

栃木県知事 福田 富一

開発区域 (工区に含まれる地域の名称)	開発許可を受けた者	
	住所	氏名
河内郡上三川町大字上蒲生字地藏堂1423番9	宇都宮市御幸町10番地4ケンモツハイツA棟103	永島 毅
芳賀郡芳賀町大字西水沼2920番	宇都宮市ゆいの杜二丁目12番4号リースランドテクノB103号室	大島 茂 大島 美保
下野市上坪山字藤ノ木157番5、157番6	下野市上坪山763番地1	有限会社小島自動車
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美145番25、145番37、148番30、148番31	宇都宮市大通り四丁目3番18号	グランディハウス株式会社
さくら市氏家字大野3498番19、3498番20、3498番179、3498番202、3498番204、3498番205	さくら市氏家2510番地	田代 和男 田代 敦子

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本弁護士政治連盟栃木県支部から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成23年11月25日栃木県選挙管理委員会告示第67号）の一部を次のとおり訂正する。

平成29年3月17日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒夫

政治団体の平成22年に係る収支報告書の要旨において、「日本弁護士政治連盟栃木県支部」の収支報告書の要旨のうち

「1 収入総額	176,991
前年繰越額	76,966 を
本年収入額	100,025」
「1 収入総額	292,991
前年繰越額	76,966 に、
本年収入額	216,025」
「2 支出総額	16,030」を

「2 支出総額		131,950」に、
「3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(20人)	100,000
その他の収入		25
一件十万円未満のもの		25」
「3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(20人)	100,000
その他の収入		116,025
懇親会費		116,000
一件十万円未満のもの		25」
「4 支出の内訳		
経常経費		910
備品・消耗品費		910
政治活動費		15,120
組織活動費		15,120」
「4 支出の内訳		
経常経費		910
備品・消耗品費		910
政治活動費		131,040
組織活動費		15,120
機関紙誌の発行その他の事業費		115,920
その他の事業費		115,920」

栃木県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本弁護士政治連盟栃木県支部から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成24年11月30日栃木県選挙管理委員会告示第94号）の一部を次のとおり訂正する。

平成29年3月17日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成23年に係る収支報告書の要旨において、「日本弁護士政治連盟栃木県支部」の収支報告書の要旨のうち

「1 収入総額		240,987
前年繰越額		160,961
本年収入額		80,026」
「1 収入総額		337,067
前年繰越額		161,041
本年収入額		176,026」
「2 支出総額		10,080」を
「2 支出総額		68,850」に、

「3 本年收入の内訳			
個人の党費・会費	(16人)	80,000	を
その他の収入		26	
一件十万円未満のもの		26	」
「3 本年收入の内訳			
個人の党費・会費	(16人)	80,000	に、
その他の収入		96,026	
一件十万円未満のもの		96,026	」
「4 支出の内訳			
政治活動費		10,080	を
組織活動費		10,080	」
「4 支出の内訳			
政治活動費		68,850	
組織活動費		10,080	に改める。
機関紙誌の発行その他の事業費		58,770	
その他の事業費		58,770	」

栃木県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本弁護士政治連盟栃木県支部から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成25年11月29日栃木県選挙管理委員会告示第66号）の一部を次のとおり訂正する。

平成29年3月17日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成24年に係る収支報告書の要旨において、「日本弁護士政治連盟栃木県支部」の収支報告書の要旨のうち

「1 収入総額		320,941	
前年繰越額		230,907	を
本年收入額		90,034	」
「1 収入総額		518,251	
前年繰越額		268,217	に、
本年收入額		250,034	」
「2 支出総額		36,624	を
「2 支出総額		177,154	に、
「3 本年收入の内訳			
個人の党費・会費	(18人)	90,000	を
その他の収入		34	
一件十万円未満のもの		34	」
「3 本年收入の内訳			

個人の党費・会費	(18人)	90,000
その他の収入		160,034 に、
懇親会費		100,000
一件十万円未満のもの		60,034」

「4 支出の内訳

経常経費		5,544
備品・消耗品費		5,544 を
政治活動費		31,080
組織活動費		31,080」

「4 支出の内訳

経常経費		5,544
備品・消耗品費		5,544
政治活動費		171,610 に改める。
組織活動費		31,080
機関紙誌の発行その他の事業費		140,530
その他の事業費		140,530」

栃木県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本弁護士政治連盟栃木県支部から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成26年11月28日栃木県選挙管理委員会告示第56号）の一部を次のとおり訂正する。

平成29年3月17日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成25年に係る収支報告書の要旨において、「日本弁護士政治連盟栃木県支部」の収支報告書の要旨のうち

「1 収入総額		389,363
前年繰越額		284,317 を
本年収入額		105,046」

「1 収入総額		473,143
前年繰越額		341,097 に、
本年収入額		132,046」

「2 支出総額		0」を
---------	--	-----

「2 支出総額		27,875」に、
---------	--	-----------

「3 本年収入の内訳

個人の党費・会費	(21人)	105,000
その他の収入		46 を
一件十万円未満のもの		46」

「3 本年収入の内訳

個人の党費・会費	(21人)	105,000 に改め、次に
----------	-------	----------------

その他の収入	27,046	
一件十万円未満のもの	27,046	」
「4 支出の内訳		
政治活動費	27,875	を加える。
機関紙誌の発行その他の事業費	27,875	
その他の事業費	27,875	」

栃木県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本弁護士政治連盟栃木県支部から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成27年11月27日栃木県選挙管理委員会告示第68号）の一部を次のとおり訂正する。

平成29年3月17日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成26年に係る収支報告書の要旨において、「日本弁護士政治連盟栃木県支部」の収支報告書の要旨のうち

「1 収入総額	544,420	
前年繰越額	389,363	を
本年収入額	155,057	」
「1 収入総額	669,325	
前年繰越額	445,268	に、
本年収入額	224,057	」
「2 支出総額	243,334	を
「2 支出総額	299,411	」に、
「3 本年収入の内訳		
機関紙誌の発行その他の事業による収入	155,000	
その他の催物事業	155,000	を
その他の収入	57	
一件十万円未満のもの	57	」
「3 本年収入の内訳		
機関紙誌の発行その他の事業による収入	155,000	
その他の催物事業	155,000	に、
その他の収入	69,057	
一件十万円未満のもの	69,057	」
「4 支出の内訳		
政治活動費	243,334	を
組織活動費	192,300	
選挙関係費	51,034	」
「4 支出の内訳		

政治活動費	299,411	
組織活動費	192,300	に改める。
選挙関係費	51,034	
機関紙誌の発行その他の事業費	56,077	
その他の事業費	56,077	」

栃木県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第3項の規定による同法第17条第2項の適用を受けた政治団体の公表（平成28年4月19日栃木県選挙管理委員会告示第33号）の一部を次のとおり訂正する。

平成29年3月17日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

表中、小林功後援会の項の次に次のように加える。

斎藤のぶお後援会	風間 玲子	手塚 勝義	栃木県日光市沓掛309
----------	-------	-------	-------------

栃木県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定を取り消した旨、次のとおり報告があったので、告示する。

平成29年3月17日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

選挙管理委員会名	取り消した施設の名称	取り消した施設の所在地
下野市選挙管理委員会	下野市南河内東体育館	下野市本吉田783-1
	下野市東方台地コミュニティセンター	下野市駅東7-4
	下野市国分寺中央コミュニティセンター	下野市小金井5-22-1

人事委員会

栃木県人事委員会規則第四号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成二十八年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。別表第二警察官（特別区分）採用試験の部武道指導の項中「男性」を「者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県人事委員会規則第五号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年栃木県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次

シロキヤクベシ

(6) 学校法人国際医療福祉大学

監 記

ハシノ監記ガ、平成二十九年四月一日ヨカラ撰ビテス。

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年3月17日

栃木県監査委員	五十嵐	清
同	山形	修治
同	金井	弘行
同	石崎	均

第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

監 査 実 施 月	監 査 対 象 期 間	備 考
平成29年1月	平成27年度 平成27年度及び平成28年度（9月末現在） 平成27年度及び平成28年度（10月末現在） 平成27年度及び平成28年度（11月末現在）	・給与事務（児童手当を含む。）については予備監査実施日まで ・県土整備部出先機関の監査対象期間は平成27年度
平成29年2月	平成27年度及び平成28年度（10月末現在） 平成27年度及び平成28年度（11月末現在）	

第3 監査の結果

(県土整備部)

監 査 対 象 機 関 名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果 及 び 意 見
安 足 土 木 事 務 所	平成29年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
下 水 道 管 理 事 務 所	平成29年1月27日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
公 園 事 務 所	平成29年1月27日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇 都 宮 土 木 事 務 所	平成29年2月3日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真 岡 土 木 事 務 所	平成29年2月3日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃 木 土 木 事 務 所	平成29年2月3日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(教育委員会)

監 査 対 象 機 関 名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果 及 び 意 見
下 都 賀 教 育 事 務 所	平成29年1月10日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
安 足 教 育 事 務 所	平成29年1月10日	給与事務のうち、勤勉手当において、基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、その全期間を除算することとなっているが、育児休業期間のみを除算したことから、過支給となっているものが1件62,325円あった。

宇都宮南高等学校	平成29年1月10日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮工業高等学校	平成29年1月10日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利南高等学校	平成29年1月10日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利工業高等学校	平成29年1月10日	財産・物品管理等事務のうち、公有財産及び物品の管理において、寄附により取得した大型電光掲示板、パソコン等に係る公有財産台帳及び備品管理台帳を整備していなかった。
栃木高等学校	平成29年1月13日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木女子高等学校	平成29年1月13日	収入・支出事務のうち、高等学校等就学支援金において、保護者の市町村民税所得割額の合算した額が基準額を超過しているにもかかわらず、これを見落としのため、過支出となっているものが1件118,800円あった。
のぞわ特別支援学校	平成29年1月13日	給与事務のうち、扶養手当等において、特定期間にある扶養親族たる子があるにもかかわらず、扶養手当の月額の見直しを行わなかったことから、支給不足となっているものが1件120,454円あった。
富屋特別支援学校	平成29年1月13日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
上三川高等学校	平成29年1月17日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡高等学校	平成29年1月17日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
茂木高等学校	平成29年1月17日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
烏山高等学校	平成29年1月17日	<p>契約検収事務のうち、元烏山女子高等学校グラウンド復旧工事に係る指名競争入札を行った案件について、再度の入札に付してもなお落札者がなかったため、随意契約により契約を締結しているものがあった。しかし、当該随意契約は当該指名競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更した内容で締結したものであり、地方自治法施行令第176条の2第2項の規定に違反したものであった。</p> <p>なお、当該指名競争入札の再度入札した金額と予定価格との大きな乖離を考慮すれば、開札後直ちに入札を打ち切り、仕様、予定価格等に見直しを加えた後、新たな入札に臨むべき事案であったと考える。</p> <p>今後は、関係法令を遵守し、適切な事務の執行に努められたい。</p>
栃木工業高等学校	平成29年1月20日	給与事務のうち、産業教育手当において、月の初日から末日までの間において引き続き16日以上勤務をしなかったにもかかわらず、手当の一時停止を行わなかったことから、過支給となっているものが1件160,000円あった。
栃木商業高等学校	平成29年1月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利特別支援学校	平成29年1月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利中央特別支援学校	平成29年1月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

宇都宮東高等学校 （「宇都宮東高等学校附属中学校」を含む。）	平成29年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮清陵高等学校	平成29年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山高等学校	平成29年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
壬生高等学校	平成29年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
黒羽高等学校	平成29年1月27日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須特別支援学校	平成29年1月27日	給与事務のうち、通勤手当において、一方通行の事由により往路と復路の自動車の使用距離が異なっているにもかかわらず、往路のみの使用距離で認定したことから、過支給となっているものが1件50,270円、支給不足となっているものが1件28,190円あった。
芳賀教育事務所	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
塩谷南那須教育事務所	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮北高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮女子高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮中央女子高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼東高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
今市高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
今市工業高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山南高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山西高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
学悠館高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐野高等学校 （「佐野高等学校附属中学校」を含む。）	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐野松桜高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利女子高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利清風高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
益子芳星高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
馬頭高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大田原女子高等学校 （「大田原東高等学校」を含む。）	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
黒磯南高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

矢板東高等学校 （「矢板東高等学校附属 中学校」を含む。）	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
さくら清修高等学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
わかくさ特別支援学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
岡本特別支援学校	平成29年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
河内教育事務所	平成29年2月3日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
上都賀教育事務所	平成29年2月3日	給与事務のうち、超過勤務手当において、1日1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かれている職員の超過勤務時間数の算定に当たって、当該職員を1日45分の休憩時間を勤務時間の途中に置かれている職員と誤認して算定したことから、支給不足となっているものが2件68,665円あった。
那須教育事務所	平成29年2月3日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮白楊高等学校	平成29年2月3日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
石橋高等学校	平成29年2月3日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山城南高等学校	平成29年2月3日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木翔南高等学校	平成29年2月3日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板高等学校	平成29年2月3日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
盲学校	平成29年2月3日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木特別支援学校	平成29年2月3日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
益子特別支援学校	平成29年2月3日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮商業高等学校	平成29年2月17日	収入・支出事務のうち、奨学のための給付金（公立）事業費に係る扶助費において、扶養親族数を誤ったことから、支出不足となっているものが1件92,300円あった。
小山北桜高等学校	平成29年2月17日	収入・支出事務のうち、奨学のための給付金（公立）事業費に係る扶助費において、扶養親族数を誤ったことから、過支出となっているものが1件92,300円あった。
真岡女子高等学校	平成29年2月17日	収入・支出事務のうち、奨学のための給付金（公立）事業費に係る扶助費において、扶養親族数を誤ったことから、支出不足となっているものが2件184,600円あった。
国分寺特別支援学校	平成29年2月17日	給与事務のうち、期末手当及び勤勉手当において、在職期間の算定を誤ったことから、過支給となっているものが1件149,031円あった。

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の視点から著しく不適切と認められるもの

栃木県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年3月17日

栃木県監査委員 五十嵐 清
 同 山形 修治
 同 金井 弘行
 同 石崎 均

監査対象機関名	監査年月日	監査対象年度	監査の対象	監査の結果
学校法人須賀学園	平成28年12月6日	平成27年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金 ・私立学校被災児童生徒授業料減免補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学校法人佐山学園	平成28年11月30日	平成27年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金 ・結核予防費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学校法人佐野日本大学学園	平成28年11月18日	平成27年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金 ・結核予防費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
北関東総合警備保障株式会社	平成28年12月2日	平成27年度	公の施設の管理状況 ・栃木県防災館 ・栃木県グリーンスタジアム	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人とちぎ男女共同参画財団	平成29年1月13日	平成27年度	団体の運営状況及び次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況並びに公の施設の管理状況 ・出資金 ・とちぎ男女共同参画財団自主活動支援事業費補助金 ・とちぎ男女共同参画センター	団体の運営及び補助金等に係る事業並びに公の施設の管理は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
学校法人沼田学園	平成28年11月30日	平成27年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・幼稚園運営費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学校法人木村学園	平成29年1月10日	平成27年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・幼稚園運営費補助金 ・幼稚園緊急環境整備事業費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
社会福祉法人恩賜財団済生会支部栃木県済生会	平成28年11月11日	平成27年度	次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況 ・救急救命センター運営費補助	補助金等に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。

			<ul style="list-style-type: none"> 金 ・ハイリスク分娩受入促進事業補助金 ・産科医等確保支援事業費補助金 ・勤務環境改善支援事業費補助金 ・新生児医療担当医確保支援事業費補助金 ・小児医療施設設備整備費補助金 ・周産期医療施設設備整備費補助金 ・地域医療に係る県民協働事業費補助金 ・看護師等養成所運営費補助金 ・新人看護職員研修事業費補助金 ・がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 ・救急救命センター設備整備貸付金 	
栃木商工会議所	平成29年 1月13日	平成27年度	<p>次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業経営支援事業費補助金 	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
栃木県中小企業団体中央会	平成29年 1月17日	平成27年度	<p>次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業経営支援事業費補助金 	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人 栃木県産業振興 センター	平成28年 11月18日	平成27年度	<p>団体の運営状況及び次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資金 ・栃木県産業振興センター補助金 ・特許等活用促進事業費補助金 ・とちぎ未来チャレンジファンド貸付金 ・フードバレーとちぎ農商工ファンド貸付金 ・小規模企業者等設備導入資金貸付金 	団体の運営及び補助金等に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
株式会社とちぎ 産業交流センター	平成28年 11月18日	平成27年度	<p>団体の運営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資金 	団体の運営は、設立目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
一般社団法人 栃木県農業会議	平成29年 1月24日	平成27年度	<p>次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県農業会議補助金 	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。

			<ul style="list-style-type: none"> ・機構集積支援事業費補助金 ・農業会議助成事業費補助金 ・意欲ある新規就農者の確保育成事業費補助金 	
栃木県道路公社	平成29年 1月31日	平成27年度	団体の運営状況及び次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・出資金 ・地方職員共済組合負担金 ・埴田駐車場早期償還事業費補助金 ・政府貸付金借入及び市中銀行等借入に係る債務保証 	団体の運営及び補助金等に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
栃木県住宅供給公社	平成29年 1月31日	平成27年度	団体の運営状況 <ul style="list-style-type: none"> ・出資金 ・地方職員共済組合負担金 	団体の運営は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人 栃木県民公園福祉協会	平成29年 1月20日	平成27年度	団体の運営状況及び公の施設の管理状況 <ul style="list-style-type: none"> ・出資金 ・総合運動公園 ・日光田母沢御用邸記念公園 	団体の運営及び公の施設の管理は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
井頭公園 指定管理グループ	平成29年 1月20日	平成27年度	公の施設の管理状況 <ul style="list-style-type: none"> ・井頭公園 	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
那須野が原公園 指定管理グループ	平成29年 1月20日	平成27年度	公の施設の管理状況 <ul style="list-style-type: none"> ・那須野が原公園 	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
みかも山公園 指定管理グループ	平成29年 1月20日	平成27年度	公の施設の管理状況 <ul style="list-style-type: none"> ・みかも山公園 	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
日光だいや川公園 指定管理グループ	平成29年 1月20日	平成27年度	公の施設の管理状況 <ul style="list-style-type: none"> ・日光だいや川公園 	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
とちぎわんぱく 公園指定管理 グループ	平成29年 1月20日	平成27年度	公の施設の管理状況 <ul style="list-style-type: none"> ・とちぎわんぱく公園 	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
県営住宅管理 業務受託 共同企業体	平成29年 1月27日	平成27年度	公の施設の管理状況 <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅（大田原地区） 	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人 栃木県体育協会	平成29年 1月27日	平成27年度	団体の運営状況及び次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況並びに公の施設の管理状況 <ul style="list-style-type: none"> ・出資金 ・公益財団法人栃木県体育協会補助金 ・選手育成強化費補助金 ・栃木県体育館 	団体の運営及び補助金等に係る事業並びに公の施設の管理は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。

一般財団法人 栃木県 交通安全協会	平成29年 1月31日	平成27年度	公の施設の管理状況 ・栃木県交通安全教育センター	公の施設の管理は、目的 に沿って適正に執行された ものと認められた。
-------------------------	----------------	--------	-----------------------------	--

公安委員会

栃木県公安委員会規則第四号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信勝

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則（昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
別表第四中四十の二の項を四十の三の項とし、四十の項の次に次のように加える。

四十の 二	県道宇都宮真岡線	宇都宮市下栗町七百四番十地先から同市下桑島町六百十七番一地先まで
----------	----------	----------------------------------

別表第四の四十二の項の次に次のように加える。

四十二 の二	県道真岡那須烏山線	真岡市荒町二丁目十四番十六地先から同市東郷二百七十五番一地先まで
四十二 の三	県道真岡那須烏山線	真岡市東郷二百二十三番十五地先から芳賀郡芳賀町祖母井南二丁目一番 三地先まで

別表第四の八十二の項の次に次のように加える。

八十二 の二	町道（上三川町） 四一四十三号線	河内郡上三川町大字磯岡二十八番六地先から同町大字磯岡二百九十八番 一地先まで
八十二 の三	町道（上三川町） 四一四十三号線	河内郡上三川町大字磯岡二百九十八番一地先から同町大字西汗十六百七 十五番一地先まで

別表第四の八十四の二の項の次に次のように加える。

八十四 の三	町道（芳賀町）二百 二十五号線	芳賀郡芳賀町芳賀台二番地先から同町芳賀台五十二番一地先まで
-----------	--------------------	-------------------------------

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

調達等公告

○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公示する。

平成29年3月17日

とちぎリハビリテーションセンター所長 星野 雄一

1 業務概要

(1) 業務名

とちぎリハビリテーションセンター人事給与システム導入業務

(2) 業務内容

とちぎリハビリテーションセンターにおいて人事情報の管理事務、給与支給事務等を行うための、シス

テムの設計及び開発、既存データの移行作業、マニュアル等の作成並びに担当者研修

(3) 履行期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所

県が別途指定する場所

(5) 提案上限額

47,771,424円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加表明書の提出者に要求される資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、通信、情報処理の入札参加資格を有するものと決定された者であること。なお、資格を有していない者は、技術提案書の提出期限までに当該資格を取得すること。

ウ 平成29年3月17日から同年4月26日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

エ I S M S 適合性評価制度の認証又はプライバシーマーク制度の認定を取得している者であること。

オ 都道府県又は市区町村の人事給与システム導入業務を受託した実績を有する者又はこれと同程度の技術及び知識を有すると認められる者であること。

(2) 技術提案書の特定のための評価基準

ア 会社の経営状況

イ 専門技術者の状況

ウ 都道府県又は市区町村において本業務と同種の業務を行った実績

エ 本業務の実施体制及び組織

オ 技術に関する提案の的確性、実現性及び妥当性

カ 提案の費用対効果

3 手続等

(1) 担当部局

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1

とちぎりハビリテーションセンター管理部総務企画課

電話028-623-6101

(2) 説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成29年3月17日から同月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(1)の場所において交付する。

(3) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期間

ア 提出方法

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、説明書に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期間

平成29年3月17日から同年4月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）。なお、郵送の場合は、同期間内に必着すること。

(4) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期間

ア 提出方法

技術提案書の提出者は、説明書に基づき技術提案書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期間

平成29年3月17日から同年4月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）。なお、郵送の場合は、同期間内に必着すること。

4 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 契約書の作成を要する。
- (3) 関係情報を入手するための照会窓口は、3の(1)に同じ。
- (4) 技術提案書のヒアリングを行う。
- (5) 平成29年度栃木県一般会計予算及び平成29年度栃木県病院事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この調達の変更等を行うことがある。
- (6) 詳細は説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Tochigi Rehabilitation Center Human resource and Payroll System
- (2) Time period to submit forms express interests:
5:15 p.m., April 11, 2017
- (3) Time period to submit proposal documents (Documents must arrive no later than)
5:15 p.m., April 26, 2017
- (4) Information is available at:
Tochigi Rehabilitation Center
3337-1 Komanyu-machi, Utsunomiya, Tochigi 320-8503
TEL028-623-6101

(保健福祉課)